

東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱

3 産技大管第 1041 号

制定 令和 4 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）において、業務を自主的かつ継続的に改善及び向上させるための仕組み（以下「内部質保証システム」という。）の構築に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価委員会 東京都公立大学法人運営委員会規則（平成 17 年度法人規則第 5 号。以下「運営委員会規則」という。）第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会をいう。
- (2) 内部質保証室 東京都立産業技術大学院大学内部質保証室要綱（令和 3 年 3 月 5 日 2 産技大管第 1014 号）第 1 条に規定する東京都立産業技術大学院大学内部質保証室をいう。
- (3) FD 委員会 運営委員会規則第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学 FD 委員会をいう。
- (4) SD 企画運営本部 東京都立産業技術大学院大学 SD 企画運営本部要綱（令和 2 年 7 月 15 日 2 産技大管第 317 号）第 1 条に規定する SD 企画運営本部をいう。
- (5) 運営諮問会議 東京都立産業技術大学院大学運営諮問会議設置要綱（平成 18 年 4 月 1 日 18 産技大管第 1 号）第 1 条に規定する運営諮問会議をいう。
- (6) 教育研究環境整備委員会 運営委員会規則第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学教育研究環境整備委員会をいう。

(PDCA サイクル)

第 3 条 内部質保証システムは、次に掲げる作業の繰り返し（以下「PDCA サイクル」という。）により、大学業務の改善及び向上を図るものとする。

- (1) 計画（P） 目標及び計画の策定又はその改定の作業
- (2) 実施（D） 計画の実施及びその成果測定の作業
- (3) 点検（C） 中間結果の点検及び実施方法等の改善措置の策定の作業
- (4) 行為（A） 改善措置による計画の実施及びその成果測定の作業

(PDCA サイクルの実行)

第 4 条 研究科、委員会、事務局等の各組織（以下「各組織」という。）の長は、PDCA サイクルの実行責任者として、必要に応じて、関係する組織に意見を求めた上、計画

(P)、実施 (D)、点検 (C) 及び行為 (A) を行うものとする。

(PDCA サイクルの進行管理)

第5条 PDCA サイクルの進行管理は、自己点検・評価委員会が行い、その結果を内部質保証室に報告するものとする。内部質保証室長は、必要に応じて各組織の長と面談し、改善措置による計画の実施を指示することができる。

(達成度評価)

第6条 一つの PDCA サイクルの期間が終了したときには、別に定めのある場合を除き、各組織が自ら評価した目標及び計画の達成度について内部質保証室が最終評価を行うものとする。

(PDCA サイクルの種類)

第7条 PDCA サイクルは、次の各号に掲げる項目について実施することとし、1回の期間は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中期計画検討サイクル 6年
- (2) 事業計画推進サイクル 1年
- (3) 教員活動改善サイクル 1年
- (4) 授業改善サイクル 1年
- (5) 教育・教育環境改善サイクル 1年
- (6) 教員集合研修活動サイクル（以下「FD 活動サイクル」という。） 1年
- (7) 教職員等集合研修活動サイクル（以下「SD 活動サイクル」という。） 1年
- (8) 学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル 5年
- (9) 教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル 5年
- (10) 学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル 5年
- (11) 教育研究環境整備サイクル 1年及び6年
- (12) 社会連携・社会貢献活動サイクル 1年
- (13) グローバル活動サイクル 1年

(中期計画検討サイクル)

第8条 前条第1号に規定する中期計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条に定める中期計画の検討におけるPDCAサイクルについて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

(事業計画推進サイクル)

第9条 第7条第2号に規定する事業計画推進サイクルについては、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示等を踏まえ、事業計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度以降の取組に反映させるものとする。

(教員活動改善サイクル)

第10条 第7条第3号に規定する教員活動改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。

(授業改善サイクル)

第11条 第7条第4号に規定する授業改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD委員会に報告し、並びにこの計画を実施するものとする。

(教育・教育環境改善サイクル)

第12条 第7条第5号に規定する教育・教育環境改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。

(FD 活動サイクル)

第13条 第7条第6号に規定するFD活動サイクルについては、FD委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

(SD 活動サイクル)

第14条 第7条第7号に規定するSD活動サイクルについては、SD企画運営本部が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

(学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル)

第15条 第7条第8号に規定する学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、入試実績（志願倍率、入試成績等をいう。）、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。

(教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル)

第16条 第7条第9号に規定する教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学修成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

(学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル)

第17条 第7条第10号に規定する学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

（教育研究環境整備サイクル）

第 18 条 第 7 条第 11 号に規定する教育研究環境整備サイクルについては、教育研究環境整備委員会が、施設、教育研究用情報システム及び図書の整備状況や活用状況に関する確認や点検を行い、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。

2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出するものとする。

（社会連携・社会貢献活動サイクル）

第 19 条 第 7 条第 12 号に規定する社会連携・社会貢献活動サイクルについては、各組織が、社会連携・社会貢献活動を計画及び実施し、アンケートや意見交換、計画の進捗状況の確認等による検証を行うとともに改善に繋げる。

（グローバル活動サイクル）

第 20 条 第 7 条第 13 号に規定するグローバル活動サイクルについては、国際センター会議（4 産技大管管第 1066 号）が、グローバル活動を計画及び実施し、実績や進捗状況の管理を行い、検証及び改善活動等を行うこととする。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証システムに関し必要な事項は、内部質保証室が定める。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日 3 産技大管管第 1041 号）

この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 4 産技大管管第 1078 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 10 日 6 産技大管管第 202 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 10 日 6 産技大管管第 1183 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。